

(保 326)

令和3年1月25日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本吉郎

(公印省略)

集团的個別指導における保険医療機関の類型区分の変更について

指導、監査、適時調査の運用見直しにつきましては、厚生労働省当局との協議を継続的に行っており、合意に達したものから順次改善を図る方針で対応してまいりました。

今般、集团的個別指導の対象医療機関を選定する際の類型区分を時代にマッチしたものに改めるという視点から、医科の診療所の「外科」と「皮膚科」について、下記のような変更を行うこととし、令和3年度から試行的に運用することといたしましたので、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

なお、令和3年度の指導・監査等につきましては、令和3年1月20日付け(保322)でお知らせいたしましたが、集团的個別指導は資料配付や動画配信した場合も実施したこととみなし、なおかつ、翌年度に引き続き高点数であっても翌々年度に高点数を理由とする個別指導は実施されません。

また、地域の実情を十分に考慮した上で、都道府県医師会と厚生局とであくまでも合意した上で実施することが大前提であります。現場で何か問題が発生した場合には、ぜひともお知らせいただくようお願いいたします。

記

【令和2年度まで】

医科の診療所

⑤ 外科（呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、こう門科、麻酔科を含む。）

⑦ 皮膚科（形成外科、美容外科を含む。）



【令和3年度から】

医科の診療所

- ⑤ 外科（呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、こう門科、麻酔科、形成外科、美容外科を含む。）
- ⑦ 皮膚科（~~形成外科、美容外科を含む。~~）

（添付文書）

1. 集团的個別指導等の対象保険医療機関等の選定について

（令和3年1月22日 厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室長 事務連絡）

事務連絡
令和3年1月22日

地方厚生(支)局管理課長
地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室長

集团的個別指導等の対象保険医療機関等の選定について

標記についての具体的な取扱いについては、平成20年9月30日付け事務連絡「「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」の一部改正について」の取扱いについて」及び平成28年3月22日付け事務連絡「「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」の取扱いについて」の別添1「指導大綱関係実施要領」の一部改正について」により連絡しているところですが、このうち、「第3 保険医療機関等の類型区分」、(2)中の医科の診療所については、当分の間、同事務連絡にかかわらず、以下により取り扱うこととしたので対応をお願いします。

なお、このことについては、日本医師会との協議において了解を頂いています。

1. 「第3 保険医療機関等の類型区分」、(2)中の医科の診療所について、次の区分によること。

- ① - 1 内科 (①-2又は②の区分に該当するものを除く。)
- ① - 2 内科 (②の区分に該当するものを除き、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(平成30年厚生労働省告示第45号)に定める在宅療養支援診療所に係る届出を行っているもの。)
- ② 内科 (人工透析を行うもの(内科以外で、人工透析を行うものを含む。))

※ 内科には、呼吸器科、消化器科(胃腸科を含む。)、循環器科、アレルギー科及びリウマチ科を含む。

⑤ 外科（呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、こう門科、麻酔科、形成外科、美容外科を含む。）

⑦ 皮膚科

※ ⑤及び⑦は、形成外科及び美容外科を皮膚科区分から外科区分に移動したことによるもの。